

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月21日から同年3月3日まで

私は、昭和42年3月にA社へ入社し、その後、現在に至るまで継続して勤務している。

しかし、昭和50年にA社D支店から同社C支店に転勤した際の厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B社の回答、同社から提出された人事発令及び社員履歴により、申立人が同社に継続して勤務（昭和50年2月21日に同社D支店から同社C支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の加入記録により同社C支店が資格取得日を同年3月3日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和43年10月から平成14年3月までA社及び同社のグループ会社で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。仕事内容に変更は無く、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が保管する申立人に係る所属別履歴カード及び申立人の供述する勤務内容等により、申立期間当時、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務（A社からC社に異動）していたことが認められる。

また、オンライン記録では、C社は昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、B社は、「当時の資料等は無く、不明であるが、一般的に、同一事業所グループの事業所に継続して勤務していれば、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった場合であっても、同一事業所グループ内の別事業所において、厚生年金保険に加入させる取扱いになっていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の社会保険事務

所（当時）の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和49年4月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和45年10月から平成20年12月までA社及び同社のグループ会社で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。仕事内容に変更は無く、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が保管する申立人に係る所属別履歴カード及び申立人の供述する勤務内容等により、申立期間当時、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務（A社からC社に異動）していたことが認められる。

また、オンライン記録では、C社は昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、B社は、「当時の資料等は無く、不明であるが、一般的に、同一事業所グループの事業所に継続して勤務していれば、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった場合であっても、同一事業所グループ内の別事業所において、厚生年金保険に加入させる取扱いになっていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の社会保険事務

所（当時）の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和49年4月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

夫は、昭和47年12月から平成17年4月までA社及び同社のグループ会社で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が保管する申立人に係る所属別履歴カード及び同僚の供述等により、申立期間当時、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務（A社からC社に異動）していたことが認められる。

また、オンライン記録では、C社は昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、B社は、「当時の資料等はなく、不明であるが、一般的に、同一事業所グループの事業所に継続して勤務していれば、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった場合であっても、同一事業所グループ内の別事業所において、厚生年金保険に加入させる取扱いになっていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和49年4月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から63年3月まで
申立期間当時、私の国民年金保険料は、私の父親が納付していたはずであるが、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであるのに、申立期間が未納であることが納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金保険料については延べ6回の過年度納付を行った記録が確認できるなど、必ずしも定期的に納付を行っていた状況がうかがえない上、申立人の申立期間直後の昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料は、平成2年7月30日に過年度保険料として納付されていることが確認できることから、同年7月30日に過年度保険料を納付した時点では、申立期間は保険料の時効（納付期限より2年）が完成しているため保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたはずとする申立人の父親は既に亡くなっており、保険料の納付状況について確認できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、申立人の氏名を検索したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2482 (事案 95、931 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から51年9月まで

私は、この度厚生年金保険の期間照会を行ったが、年金事務所から、「申立期間の加入記録は見当たらない、また、申立てに係る事業所は申立期間については適用事業所でない。」との回答があった。納得できないので、再調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 社会保険庁(当時)の記録によると、申立てに係る事業所は昭和51年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人も同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しており、社会保険庁の記録に不自然な点は見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間は国民年金に加入し、保険料を納付しており、申立内容に矛盾があること、iii) 申立人の雇用保険被保険者加入記録は昭和51年4月1日から55年12月31日までとなっており、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できるのは、申立期間64月のうち6月のみであることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、「ねんきん特別便」に申立期間の記録が無いことから厚生年金保険の期間照会を行ったものの、その回答に納得できないとして申立てを行っているが、i) 申立人からは新たな資料の提出は無いこと、ii) 申立事業所の代表取締役であった申立人の夫も、申立人と同様、昭和35年10月1日に国民年金に加入し、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった51年10月1日の前月の同年9月まで、国民年金保険料を納付していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は改めて申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の期間照会を行い、これに対する回答に納得できないと申立てをしているが、申立人からは新たな資料は提出されておらず、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる新たな事実は確認できない。

このほか、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 2 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月 5 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 7 月 1 日から 42 年 5 月 16 日まで

私は、昭和 36 年 11 月 2 日から 42 年 5 月 16 日までの期間において、A 社、B 社及び同社 C 工場で勤務したが、結婚のため退職した。

その後、昭和 43 年 5 月に脱退手当金を受け取った記録になっているが、受給した記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書を見ると、申立人の脱退手当金は、それまで勤務した 3 事業所に係る厚生年金保険被保険者期間 (66 月) について、昭和 43 年 5 月 2 日に支給されたことが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致するとともに脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は B 社 C 工場を退職後の昭和 42 年 5 月 * 日に婚姻しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名は、43 年 4 月 8 日に婚姻後の姓に変更されていることが確認できるが、これは脱退手当金の支給日が同年 5 月 2 日であることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に伴って氏名変更を行ったものと考えることが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間である被保険者期間において同一番号で管理されている一方で、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えられる上、申立人から聴取しても受給した記憶が

無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで

私は、平成 13 年 3 月 1 日から 23 年 7 月 20 日まで A 社にパートタイマーとして勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、私の A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間は、平成 21 年 9 月 1 日から 23 年 7 月 21 日までとなっており、申立期間は未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書及び源泉徴収票により、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記給与支給明細書及び源泉徴収票では、申立期間に係る給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、申立期間当時の事業主は、「申立人は、申立期間において、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、第 3 号被保険者の資格を取得している上、医療保険については、申立人の夫に係る健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。